東近江市　　令和元年８月現在

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東近江市工場等立地及び雇用促進条例	H19.4	立地促進奨励金 対象事業者と投下固定資産総額 ○製造業 中小企業者以外の事業者 新設　10 億円以上 増設　５億円以上 中小企業者 新設　5,000 万円以上 増設　3,000 万円以上 ○運輸業、情報通信業、研究機関又は宿泊業 中小企業者以外の事業者 新設　５億円以上 増設　３億円以上 中小企業者 新設　5,000 万円以上 増設　3,000 万円以上 雇用促進奨励金 中小企業者以外の事業者 新設　20 人以上 新設外　10 人以上 中小企業者 新設　10 人以上 新設外　5 人以上	立地促進奨励金 ○固定資産税相当額を３年間 （上限１億円／年） 雇用促進奨励金 ○新規雇用者（東近江市に住民登録がある者）１人につき１０万円を３年間 （上限 2,000 万円／年）